

○美里町ものづくり企業高圧電気料金物価高騰支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昨今のエネルギー価格が高騰している中、高圧電力の使用により電気料金の経費負担が増大しているものづくり企業に対し、予算の範囲内において美里町ものづくり企業高圧電気料金物価高騰支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、美里町補助金等交付規則（平成18年美里町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人又は個人事業主をいう。
- (2) 主たる事業 直近の事業年度において、売上高が最も大きい事業をいう。
- (3) ものづくり企業 統計法第二十八条第一項の規定に基づく産業に関する分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる大分類のうち、E製造業を主たる事業として営む事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 主たる事業が製造業であるものづくり企業であること。
- (2) 令和8年4月1日時点で町内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有し、町内の事務所等で製造業を営んでいること。
- (3) 町内の事務所等において、高圧電力を使用し、契約電力が50キロワット以上2,000キロワット未満であること。
- (4) 令和8年度以降も町内で事業を継続する意思があること。
- (5) 美里町暴力団排除条例（平成24年美里町条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員に該当せず、同条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。
- (6) 令和8年4月から同年6月までの期間に利用した電気の料金について、国、宮城県又は美里町から補助金、支援金その他これらに類する給付金を受けていないこと。

(7) 町税に滞納がない者であること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨から適当でないと町長が判断するものでないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1事業者当たり15万円とする。

2 同一の事業者が町内に複数の事務所等を有する場合であっても、補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する別に定める書類は、別表に掲げる書類とする。

2 規則第4条第1項に規定する指定する期日は、令和8年11月2日とする。

3 交付申請は、1事業者につき1回を限度とする。

(補助金の交付)

第6条 町長は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条第1項の規定により、補助金を交付するものとする。

(様式の特例)

第7条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書は、美里町ものづくり企業高圧電気料金物価高騰支援補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 規則第7条第1項に規定する補助金等交付指令書及び規則第12条に規定する補助金等の額の確定通知書は、美里町ものづくり企業高圧電気料金物価高騰支援補助金交付指令書兼確定通知書（様式第2号）とする。

(様式の変更)

第8条 事務の簡素化、効率化等に資する場合、住民の利便性が向上する場合等は、この要綱に定める様式を変更して使用することができるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第 5 条関係） 申請書添付書類一覧

- 1 補助金振込先の預金通帳の写し（見開き 1 ページ目）
- 2 主たる事業（業種と売上高）が分かる書類の写し
（法人事業概況説明書、会社案内ホームページ、確定申告書における収支内訳書、青色申告決算書など）
- 3 法人にあっては、直近の事業年度に係る法人町民税申告書の写し
個人事業主にあっては、直近年分の確定申告書（第一表）の写し
- 4 高圧電力の契約内容及び契約電力が確認できる書類の写し（契約書の写しなど）
- 5 令和 8 年 4 月利用分から 6 月利用分の電気料金請求書の写し
- 6 その他町長が必要と認める書類